

各納期の支払額の設定内容

支払額として、年税額を4等分し、納期(5月末、7月末、12月末、2月末)ごとに設定しています。
いつからいつまでというような期間を4等分して設定しているわけではありません。

○正しい考え方 = 年税額を4等分

4分の1	第1期分※											
4分の1	第2期分											
4分の1	第3期分											
4分の1	第4期分											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※1,000円未満の端数がある場合は、その額を第1期分に加算しています。

×間違いやすい考え方 = 期間を4等分

4分の1			4分の1			4分の1			4分の1		
第1期			第2期			第3期			第4期		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月